

川西市告示第231号

川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱を次のように定める。

平成20年9月5日

川西市長 大 塩 民 生

川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱

私たちのまち川西市は、猪名川や一庫大路次川の清流と多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれた歴史と伝統のあるまちです。古くは弥生時代にさかのぼる歴史を有し、源氏の里として発展し、今日では緑豊かな住宅都市として発展しています。

この郷土川西に、市民の自覚と協調に基づいた、喫煙マナーと美化意識の向上を実現し、安全な市民生活、美しいまちなみを創出し、次世代へ継承していきます。

ここに、「マナーを守った喫煙とまちの美化によるクリーン都市」の実現に向け、川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱を制定します。

(目的)

第1条 この要綱は、路上喫煙・ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が協働して公共の場所での喫煙による被害の防止及び環境の美化の推進を図り、もって市民等の快適で安全な生活、来訪、滞在等を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他市民が自由に利用又は出入りができる場所をいう。
- (2) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。
- (3) 空き缶等 缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他飲食物を収納していた容器、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみをいう。
- (4) 回収容器 たばこの吸い殻又は空き缶等を回収するために設置され、又は持ち歩かれる容器をいう。
- (5) ポイ捨て 回収容器その他の定められた場所以外の場所に、たばこの吸い殻又は空き缶等を捨てるることをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、啓発等の必要な施策を実施するものとする。

(市民等の協力)

第4条 市民等は、公共の場所での喫煙による他人への迷惑及びまちの美観の保持に配慮し、路上喫煙・ポイ捨てをしないよう努めるものとする。

2 市民等は、喫煙に係るマナー及び環境の美化に関する意識を高めるとともに、第1条の目的を達成するため市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の協力)

第5条 事業者は、喫煙に係るマナー及び環境の美化に関する意識を高めるとともに、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺において、相互に協力して、地域の良好な環境を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域の指定)

第6条 市長は、路上喫煙による他人への迷惑及びたばこの吸い殻、空き缶等の散乱によるまちの環境の悪化を防止するため、路上喫煙・ポイ捨てを特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域（以下「防止モデル区域」という。）として指定するものとする。

2 前項の防止モデル区域は、別表及び別図のとおりとする。

(防止モデル区域の周知)

第7条 市長は、防止モデル区域を指定したときは、当該区域を標識の設置その他の方法により表示するとともに、広報その他の方法により市民等に周知するものとする。

(防止モデル区域における啓発活動等)

第8条 市長は、防止モデル区域において、路上喫煙・ポイ捨ての防止並びに喫煙及びまちの美化に関するマナー向上のための啓発活動等の必要な施策を重点的に実施するものとする。

(防止モデル区域における中止要請)

第9条 市長は、防止モデル区域で路上喫煙をしている者に対し、路上喫煙を中止するよう協力を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

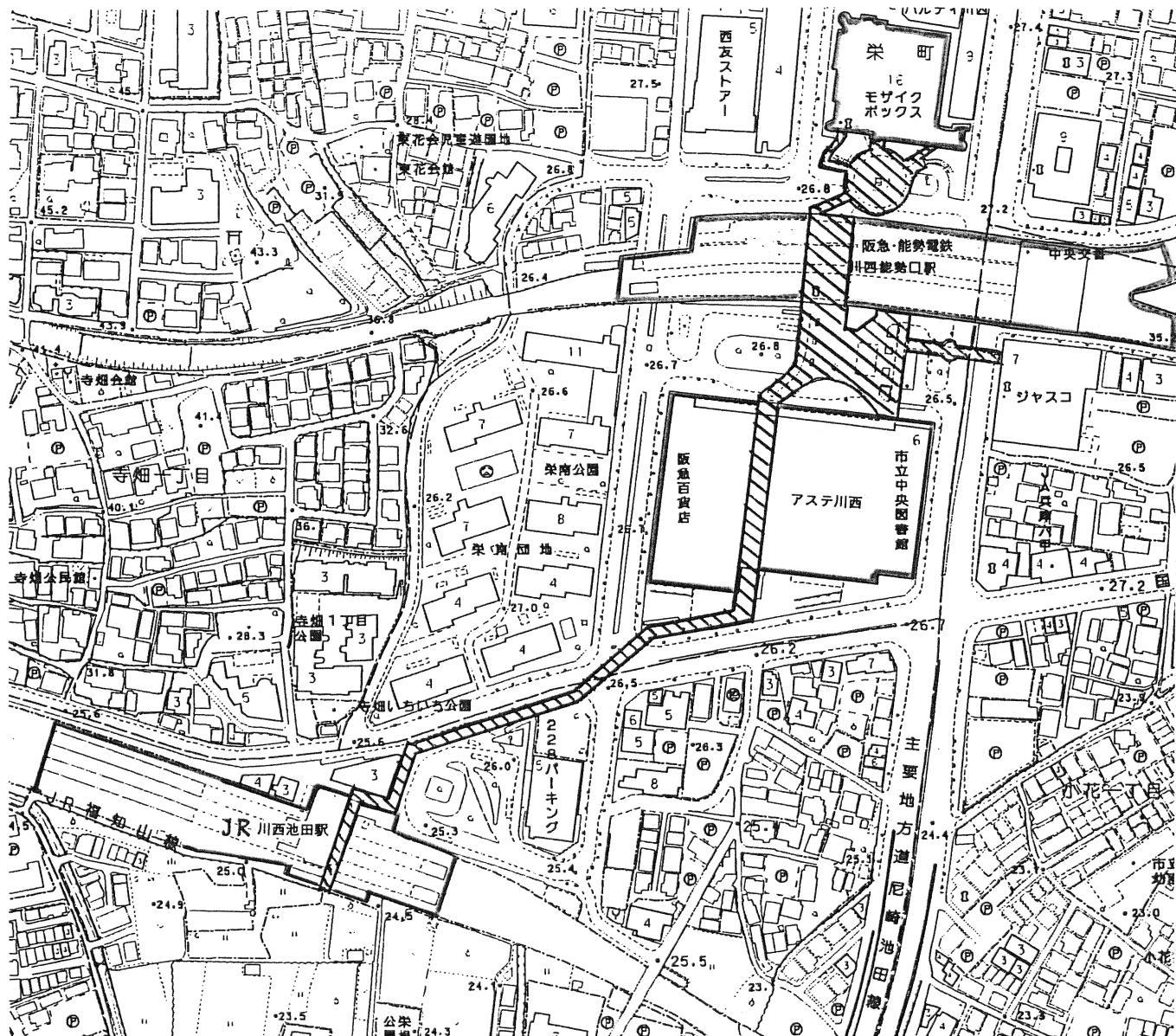
防 止 モ デ ル 区 域
阪急・能勢電鉄川西能勢口駅北広場からJR川西池田駅までの間（2階部分）

別図（別紙）

(別紙)

別図（第6条関係）

防 止 モ デ ル 区 域



：防止モデル区域（2階部分）